

【事例 2】消費税の課税事業者が山林を伐採し、売却したケース

私は、先祖伝来の山林を伐採し、令和7年9月19日に7,700万円（内、消費税(地方消費税を含みます。以下この事例において同じです。)700万円）で売却しました。

この山林の所在地は、Y市〇〇町1230番（林地面積は4.3ヘクタール）で、売却した山林の樹種は、ひのき（樹齢60年）、材積は3,900m³でした。

また、この山林を売却する際に、伐採費と運搬費が28,759,500円（内、消費税2,614,500円）かかりました。

私は、消費税の課税事業者で、消費税の経理は、税込経理方式により行っています。

「山林所得収支内訳書(計算明細書)【課税事業者用】」を作成します。

消費税の課税事業者に該当しない方の「山林所得収支内訳書(計算明細書)」の記載方法は、4ページから5ページをご覧ください。

山林の所在地番を書いてください。

お売りになるために山林を伐採した林地の面積を書いてください。

お売りになった山林の樹種や主な立木の樹齢を書いてください。

お売りになった山林の本数や数量(材積)が分かる場合に書いてください。

特別控除額を書いてください。

特別控除額は、500,000円（ただし、「②差引金額」欄の金額を限度とします）です。

なお、青色申告の方で、山林所得の金額から控除する「青色申告特別控除」（18ページ参照）がある場合には、その金額を「特別控除額」欄の上段に「青×××円」と二段書きしてください。

山林所得収支内訳書(計算明細書)		譲渡者	住所	H市〇〇町11-2	氏名(フリガナ)	ヒロシマ	イチロウ	電話番号	(000)△△△-×××
		関与税理士	住所		氏名			電話番号	()
（課税事業者用）	合計							内訳	
	消費税等の経理方式	特例適用条文	税込・税抜	税込	税抜	税込	税抜	税込	税抜
譲渡した山林の明細	山林の所在地番			Y市〇〇町1230					
面積	皆伐・間伐の区分			4.3	皆伐・間伐	ヘクタール	皆伐・間伐		
樹種	樹齢			ひのき	60年	年	年		
本数	数量			3,900	m ³	本	m ³		
譲渡の先	住所又は所在地			Y市〇〇町6-7					
氏名又は名称				(株)〇〇製材所					
譲渡した年月日				R7年9月19日	年月日	年月日	年月日		
譲渡山林を植林・購入した時期					年月日	年月日	年月日		
譲渡価額の総額(取入金額)	①	77,000,000円		(7,000,000)円	77,000,000円	円	円		
総収入金額に算入される消費税等の額	②					円	円		
計(①+②)	③	A 77,000,000円		77,000,000円		円	円		
伐採費など	伐採費、運搬費、譲渡費用の額	④	28,759,500円	(2,614,500)円	28,759,500円	円	円		
	専従者控除額のうち④に相当する部分の金額	⑤				円	円		
	計(④+⑤)	⑥	28,759,500円	28,759,500円		円	円		
差引	(①-⑥)	⑦	48,240,500円	48,240,500円		円	円		
取扱費、管理費など	概算経費率(7×50%)	⑧	24,120,250円	24,120,250円		円	円		
	植林費、取得に要した経費	⑨				円	円		
	管理費その他の育成費用	⑩				円	円		
	⑤以外の専従者控除額	⑪				円	円		
	計(⑨+⑩+⑪)	⑫				円	円		
被災事業用資産の損失の金額(保険金等で補填される部分を除く)	⑬					円	円		
必要経費⑥+(⑧又は⑨)+⑬	⑭	52,879,750円		52,879,750円		円	円		
必要経費に算入される消費税等の額	⑮	4,385,500円		4,385,500円		円	円		
計(⑭+⑮)	⑯	57,265,250円		57,265,250円		円	円		
森林計画特別控除	概算経費率の適用を受ける場合(注2)で計算した金額を記載する	⑰				円	円		
	収入金額基準額(注2)で計算した金額を記載する	⑱				円	円		
	率の適用を受けない場合⑯と⑰のうち低い方の金額	⑲				円	円		
差引	金額③-⑲-(⑰又は⑱)	⑳	19,734,750円	19,734,750円		円	円		
特別控除額	(注3)	㉑	500,000円	500,000円		円	円		
山林所得金額		㉒	B 19,134,750円			円	円		

(注) 1 「森林計画特別控除」の欄は、租税特別措置法第30条の2第1項の適用を受ける場合に記載してください。
2 ⑦の金額が2,000万円以下のときは「⑦×20%」、⑦の金額が2,000万円超のときは「⑦×10%+200万円」で計算した金額を記載してください。
3 「青色申告特別控除」の適用がある場合には、その金額を「特別控除額」の合計欄の上段に二段書きしてください。
(資7-6-2-A4統一)
(平成28年分以降用)

消費税の経理方式について該当するものを「○」で囲んでください。

適用を受ける特例適用条文を書きます（18~21ページ参照）。

例えば、「概算経費控除の特例」（措法30条）、「森林計画特別控除の特例」（措法30条の2）などがあります。

この事例では、「概算経費控除の特例」を適用していますので、措法「30」条と書きます。

消費税の経理方式として「税込経理方式」を適用している方は、消費税込みの譲渡代金を書いてください。

また、譲渡代金に含まれる消費税の額は、（ ）書で①欄の上段に書いてください。

この事例では、消費税込みの譲渡代金77,000,000円（内、消費税の額7,000,000円）を書きます。消費税の経理方式として「税抜経理方式」を適用している方は、消費税抜きの譲渡代金を書いてください。

消費税の経理方式として「税込経理方式」を適用している方は、消費税の還付額が生じた場合のその還付額を書いてください。

消費税の経理方式として「税込経理方式」を適用している方は、消費税込みの伐採費、運搬費、譲渡費用の合計額を書いてください。

また、伐採費、運搬費、譲渡費用の額に含まれる消費税の額は、（ ）書で④欄の上段に書いてください。

この事例では、消費税込みの伐採費、運搬費の合計額28,759,500円（内、消費税の額2,614,500円）を書きます。

消費税の経理方式として「税抜経理方式」を適用している方は、消費税抜きの伐採費、運搬費、譲渡費用の合計額を書いてください。

(注) 上記のとおり消費税の経理方式として「税抜経理方式」を適用している場合に、インボイス発行事業者以外の者からの仕入れがあるときは、原則として支払対価の額の全額が必要経費になります。

ただし、消費税について、インボイス発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置の適用を受けている場合には、原則としてインボイス制度導入前の仮払消費税等の額の20%が必要経費に算入されます。詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

②欄の金額は概算経費の額の計算の基礎には算入されませんので、ご注意ください。

消費税の経理方式として「税込経理方式」を適用している方は、消費税の納付額を書いてください。この事例では、①欄の()内の金額7,000,000円と④欄の()内の金額2,614,500円との差額である消費税の納付額4,385,500円(100円未満切捨て)を書きます。

消費税の経理方式として「税抜経理方式」を適用している場合において、年末現在の仮受消費税等の金額と仮払消費税等の金額(控除対象外消費税額等を除きます。)との差額と消費税等の納付税額又は還付税額とに差額が生じたときは、②欄又は⑯欄に記載することとなります。また、課税仕入れに係る消費税額等のうち、控除対象外消費税額等があるときは、⑯欄に記載するなどの対応が必要です。詳しくは税務署にお尋ねください。

「森林計画特別控除の特例」の適用を受ける場合に書いてください。

詳しくは、20ページを参照してください。

○ 「申告書第一表、第二表」及び「申告書第三表(分離課税用)」の記載のしかたについては、【事例1】の6ページから13ページの記載例をご覧ください。